

情報共有システムについて(Q&A)

Q1 情報共有システムとは何か。

A1 公共工事における受注者、発注者間のやり取りや工事書類の作成を WEB を通して行うシステムです。

Q2 情報共有システムを利用する目的は何か。

A2 情報共有システムを活用することで、受発注者間のコミュニケーションの円滑化、及び工事書類の作成作業の軽減を図り、業務の効率化、及び生産性の向上を図ることを目的とします。詳しくは、岡山市監理検査課ホームページに掲載しています。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000069742.html>

Q3 受注者から情報共有システムの対象工事以外の工事で、情報共有システムの実施を行いたい場合、情報共有システムを使うことができるか。

A3 情報共有システムを使うことはできません。

Q4 情報共有システム提供者をインターネットで検索したい。

A4 検索ワード: 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件対応状況一覧表
http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/ に掲載されています。

Q5 情報共有システムの操作マニュアルはあるのか。

A5 操作方法につきましては、各情報共有システム提供者に確認してください。

Q6 情報共有システムの利用による工事成績評定の加点はあるのか。

A6 工事成績評定の加点はありません。

Q7 情報共有システムの対象工事だが、未利用の場合はどうなるのか。

A7 別添の情報共有システム利用不可理由書(様式1)の作成を行い、やむを得ないものかどうか発注担当課と確認をしてください。情報共有システム利用は契約の条件ですので、安易な辞退は認められません。

Q8 情報共有システムの利用に係る契約・費用負担はどうなるのか。

A8 情報共有システム利用に係る契約については、受注者で行ってください。情報共有システム利用に係る費用については、現行の積算基準の共通仮設費の率計上分(技術管理費)に含まれており、受注者負担です。

Q9 要領に定めがない事項に関しては、どのように対処すればよいか。

A9 受発注者間で協議の上、定めるものとしています。

Q10 今まで証明・伝票の原本(紙)を提出していましたが、今後は原本の PDF で提出すればよい
か。

A10 原本の PDF 提出としてください。

Q11 情報共有システム利用対象様式一覧の様式は、どこにあるのか。

A11 監理検査課のホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000069742.html>